

事務総局会議（第29回）議事録

日時	平成28年10月4日（火）午前10時00分～午前10時40分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官，吉田刑事局第二課長
議事	1 平成28年秋の勲章受章者の内定について 堀田人事局長説明（別紙第1） 2 家事事件担当裁判官等協議会の開催について 村田家庭局長説明（別紙第2）
結果	◎ 裁判官会議付議 1 ◎ 了承 2
秘書課長 氏本 厚	

(別紙第 1)

事務総局会議資料
(10月 4 日開催)

平成28年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏 名
裁判官 12名		
旭日 大綬章	元最高裁判事	金築 誠志
瑞宝 重光章	元大阪高裁長官	大野 市太郎
瑞宝 重光章	元仙台高裁判事・部総括	小野 貞夫
瑞宝 重光章	元広島高裁判事・部総括	草野 芳郎
瑞宝 重光章	元札幌高裁判事・部総括	末永 進
瑞宝 重光章	元東京高裁判事・部総括	都築 弘
瑞宝 重光章	元札幌高裁判事・部総括	長島 孝太郎
瑞宝 重光章	元大阪高裁判事・部総括	仲宗根 一郎
瑞宝 重光章	元東京高裁判事・部総括	原田 敏章
瑞宝 中綬章	元那覇地裁所長	亀川 清長
瑞宝 中綬章	元熊本家裁所長	川崎 和夫
瑞宝 中綬章	元福島家裁所長	曾我 大三郎

平成28年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏 名
----	------	-----

簡裁判事 8名

瑞宝 小綬章	元児島簡裁判事	市岡 誠
瑞宝 小綬章	元登米簡裁判事	國分 正明
瑞宝 小綬章	元大阪簡裁判事	塩川 春司
瑞宝 小綬章	元飯能簡裁判事	西峰 祺委
瑞宝 小綬章	元さいたま簡裁判事	野中 利次
瑞宝 小綬章	元宗像簡裁判事	堀ノ内 考造
瑞宝 小綬章	元千葉簡裁判事	増田 嘉邦
瑞宝 小綬章	元札幌簡裁判事	山 昌永

平成28年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏 名
----	------	-----

一般職 21名

瑞宝 中綬章	元最高裁大法廷首席書記官	植田 賢二
瑞宝 小綬章	元東京高裁刑事首席書記官	上杉 崇
瑞宝 小綬章	元横浜家裁少年首席書記官	大沼 津
瑞宝 小綬章	元福井家裁事務局長	小川 史郎
瑞宝 小綬章	元広島家裁事務局長	川崎 益太郎
瑞宝 小綬章	元岐阜家裁首席家裁調査官	坂下 敏文
瑞宝 小綬章	元最高裁裁判所書記官	鈴木 保
瑞宝 小綬章	元熊本家裁首席家裁調査官	竹森 修
瑞宝 小綬章	元東京家裁少年首席書記官	寺田 幸治
瑞宝 小綬章	元札幌地裁刑事首席書記官	早川 登
瑞宝 小綬章	元水戸地裁民事首席書記官	林 亨
瑞宝 小綬章	元高松高裁刑事首席書記官	林 義信
瑞宝 小綬章	元名古屋高裁刑事首席書記官	星 一郎
瑞宝 小綬章	元札幌高裁刑事首席書記官	巻 清隆
瑞宝 小綬章	元仙台高裁民事首席書記官	三浦 孝哉
瑞宝 小綬章	元奈良家裁首席家裁調査官	三上 妙子
瑞宝 小綬章	元神戸家裁少年首席書記官	南 民和
瑞宝 小綬章	元千葉家裁首席家裁調査官	村上 敬
瑞宝 小綬章	元高松家裁首席家裁調査官	義満 靖男
瑞宝 小綬章	元福岡地裁刑事首席書記官	渡辺 仁士
瑞宝 単光章	元京都家裁技官(車庫長)	戸田 和生

平成28年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏 名
弁護士 18名		
旭日 中綬章	元日弁連副会長	浅野 孝雄
旭日 中綬章	元日弁連副会長	田中 宏
旭日 中綬章	元日弁連副会長	畑 守人
旭日 中綬章	元日弁連副会長	村山 晃
旭日 中綬章	元日弁連副会長	吉野 正
旭日 小綬章	元最高裁司法研修所教官	石井 吉一
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	石曾根 清晃
旭日 小綬章	元日弁連理事	木田 秀直
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	酒井 憲郎
旭日 小綬章	元最高裁司法研修所教官	酒井 正之
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	篠原 煜夫
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	田中 繁夫
旭日 小綬章	元日弁連理事	野崎 義弘
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	藤村 義徳
旭日 小綬章	元日弁連理事	真木 啓明
旭日 小綬章	元最高裁司法研修所教官	松森 宏
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	三橋 彰
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	宮山 雅行

平成28年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏 名
----	------	-----

調停委員 33名

瑞宝 双光章	現旭川地裁調停委員	五十嵐 章
瑞宝 双光章	元千葉家裁調停委員	奥村 聰子
瑞宝 双光章	現名古屋家裁調停委員	北川 貞子
瑞宝 双光章	現広島地裁調停委員	眞田 惣行
瑞宝 双光章	現福島家・地裁調停委員	杉山 節子
瑞宝 双光章	現東京地裁調停委員	瀧川 ハル子
瑞宝 双光章	現高松家・地裁調停委員	津田 英子
瑞宝 双光章	現札幌家裁調停委員	奈良 博道
瑞宝 双光章	元旭川家・地裁調停委員	二坂 徹
瑞宝 双光章	現千葉家裁調停委員	服部 美恵子
瑞宝 双光章	現福井地・家裁調停委員	林 逸男
瑞宝 双光章	現岐阜家・地裁調停委員	廣島 啓子
瑞宝 双光章	元松山家・地裁調停委員	藤坂 文子
瑞宝 双光章	元前橋家・地裁調停委員	松島 たい子
瑞宝 双光章	現徳島地裁調停委員	松根 美幸
瑞宝 双光章	現札幌家裁調停委員	松村 操
瑞宝 単光章	現那覇家・地裁調停委員	浅田 均
瑞宝 単光章	元那覇地裁調停委員	新木 順子
瑞宝 単光章	現東京地裁調停委員	有田 かほる
瑞宝 単光章	現静岡家裁調停委員	伊藤 露子
瑞宝 単光章	元山口地・家裁調停委員	上條 昭夫
瑞宝 単光章	現東京家裁調停委員	上田 葉子
瑞宝 単光章	元福島地・家裁調停委員	大原 尚子
瑞宝 単光章	元静岡家裁調停委員	小川 美智代
瑞宝 単光章	現名古屋家裁調停委員	木下 喜久子

平成28年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏 名
瑞宝 単光章	現大津家・地裁調停委員	小林 史子
瑞宝 単光章	現大阪家裁調停委員	齋藤 知子
瑞宝 単光章	現青森家・地裁調停委員	佐々木 光子
瑞宝 単光章	現横浜地裁調停委員	鈴木 かほる
瑞宝 単光章	元東京家裁調停委員	藤間 千栄子
瑞宝 単光章	現水戸家裁調停委員	松本 由美子
瑞宝 単光章	元大分地・家裁調停委員	八杖 恭弘
瑞宝 単光章	元鳥取地・家裁調停委員	吉谷 康子

総計 92名

(別紙第 2)

事務総局会議資料
(10月4日開催)

(平成28. 10. 4家二印)

家事事件担当裁判官等協議会の開催について

- 1 主催 (1) 東京, 大阪, 名古屋, 福岡各高等裁判所
(2) (1)以外の高等裁判所は, 次により共催
ア 広島, 高松各高等裁判所
イ 仙台, 札幌各高等裁判所
- 2 期日 平成29年1月及び2月中の1日
- 3 場所 1の(1)については, 各高等裁判所
1の(2)のアについては, 広島高等裁判所
1の(2)のイについては, 仙台高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 家庭裁判所全体の紛争解決機能の強化という観点から取り組むべき調停運営に関する課題
(2) 後見関係事件の運用上の諸問題
- 5 協議員 各高等裁判所管内の家庭裁判所において家事事件を担当する裁判官,
家庭裁判所調査官及び裁判所書記官

事務総局会議（第30回）議事録	
日時	平成28年10月11日（火）午後2時00分～午後2時33分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	最高裁判所裁判官国民審査法等の一部を改正する法律案について 氏本広報課長説明（別紙）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 氏本 厚 	

(別紙)

事務総局会議資料

(10月()日開催)

(平成28.10.11広企印)

最高裁判所裁判官国民審査法等の一部を改正する法律案

<配布資料目録>

- 1 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案
(最高裁判所裁判官国民審査法部分抜粋)
- 2 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案新旧対照条文
(最高裁判所裁判官国民審査法部分抜粋)

(略)

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

(略)

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第三条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「裁判官」の下に「(以下「裁判官」という。)」を、「審査」の下に「(以下「審査」という。)」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二（審査予定裁判官の通知等） 中央選挙管理会は、衆議院議員の任期満了の日前六十日に当た

る日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日以後直ちに、同日以後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に審査に付されることが見込まれる裁判官（以下この条において「審査予定裁判官」という。）の氏名その他政令で定める事項（審査予定裁判官がない場合には、その旨）を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならない。

前項又はこの項の規定による通知をした後次条第一項の規定による告示（以下「審査の告示」という。）までの間に裁判官が任命された場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨及びその時における審査予定裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならない。

前二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に審査予定裁判官のいずれかがその官を失い、

又は死亡した場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

第一項又は第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に審査予定裁判官のいずれかについてその氏名又は第一項若しくは第二項に規定する政令で定める事項に変更が生じた場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

前各項の規定は、中央選挙管理会が衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日以後に第一項の規定による通知をした場合において、当該通知をした後衆議院議員の任期満了の日までの間に衆議院が解散されたときについて準用する。この場合において、同項中「衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日」とあるのは、「衆議院の解散の日」と読み替えるものとする。

前項に規定する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

次条第二項

前条第一項

前条第五項において準用する同

次条第三項		次条第四項		次条第五項	
前条第一項	同条第一項	前条第一項	同条第二項	前条第二項	同条第二項
前条第五項において準用する同条第一項	同条第五項において準用する同条第一項	前条第五項において準用する同条第一項	同条第五項において準用する同条第二項	前条第五項において準用する同条第二項	同条第五項において準用する同条第二項

第十四条第一項	第四条の二第一項	第四条の二第五項において準用する同条第一項
第十四条第二項	第四条の二第二項	第四条の二第五項において準用する同条第二項
第十六条の二第一項	第四条の二第一項	第四条の二第五項において準用する同条第一項
	同条第二項	同条第五項において準用する同条第二項

第五条中「審査の期日前十二日まで」を「衆議院議員総選挙の期日の公示の日」に改め、同条に次の四項を加える。

審査に付される裁判官が二人以上ある場合には、審査の告示における審査に付される裁判官の氏名の順序（以下この条及び次条第一項において「裁判官の氏名の告示順序」という。）は、前条第一項の規定による通知の順序によるものとする。

前条第一項の規定による通知によりその氏名を通知された裁判官（以下この項及び第十四条第一項において「通知裁判官」という。）のいずれかが、前条第一項の規定による通知をした後審査の告示までの間にその官を失い、若しくは死亡したこと又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかった場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかった通知裁判官を除いた順序によるものとする。

前条第一項又は第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に裁判官が任命された場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前二項の規定にかかわらず、同条第二項の規定による通知（当該通知を二以上したときは、その直近のもの。次項において同じ。）の順序によるものとする。

前条第二項の規定による通知によりその氏名を通知された裁判官（以下この項及び第十四条第二項において「新通知裁判官」という。）のいずれかが、前条第二項の規定による通知をした後審査の告示ま

での間にその官を失い、若しくは死亡したこと又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかつた場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前三項の規定にかかわらず、同条第二項の規定による通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかつた新通知裁判官を除いた順序によるものとする。

第五条の次に次の二条を加える。

第五条の二（審査に付される裁判官に関する通知） 中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、前条第二項から第五項までの規定により定められた裁判官の氏名の告示順序により、通知しなければならない。

中央選挙管理会は、審査に付される裁判官がないため審査を行わないこととなつたときは、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

都道府県の選挙管理委員会は、中央選挙管理会から前二項の規定による通知を受けた場合には、直ち

に、その旨を審査分会長、市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、市の選挙管理委員会を経て区又は総合区の選挙管理委員会）及び数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者に通知しなければならぬ。

市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区又は総合区の選挙管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を投票管理者及び開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならない。

第五条の三（裁判官が退官等した場合における審査の取扱い等） 審査に付される裁判官のいずれかが、審査の期日前にその官を失い、又は死亡した場合には、その者についての審査は、行わない。

前項の場合においては、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を官報で告示するとともに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

審査に付される裁判官のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合には、中央選挙管理会は、直

ちに、その旨を官報で告示するとともに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

審査に付される裁判官のいずれかについて前条第一項に規定する政令で定める事項に変更が生じた場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

この場合においては、同条第三項及び第四項の規定を準用する。

第十条第二項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第十一条を削る。

第一章中第十条の三を第十一条とする。

第十四条を次のように改める。

第十四条（投票用紙の調製） 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として通知裁判官の氏名を第

四条の二第一項の規定による通知の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

前項の規定にかかわらず、第四条の二第二項に規定する場合には、投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として新通知裁判官の氏名を同項の規定による通知（当該通知が二以上あるときは、その直近のもの）の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二（裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱い等） 前条第一項の規定により調製された投票用紙は、第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する場合においても、そのまま用いるものとする。

前条第二項の規定により調製された投票用紙は、第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する場合においても、そのまま用いるものとする。

前二項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた

者がある旨の掲示をしなければならない。

前三項の規定は、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合について準用する。この場合において、第一項中「第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する」とあり、及び第二項中「第五条第五項又は第五条の三第三項に規定する」とあるのは「同項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた」と、前項中「審査を行わないこととなつた」とあるのは「氏名に変更が生じた」と読み替えるものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条の二（期日前投票の時及び場所） 審査の期日前投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の期日前投票所において、その期日前投票と同時に行う。ただし、審査の告示の日が第四条の二第一項の規定による通知（同条第二項に規定する場合には、同項の規定による通知とし、当該通知が二以上あるときは、その直近のものとする。）をした日から四日以内である場合には、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行う。

前項ただし書の場合においては、中央選挙管理会は、審査の告示の日に、審査の期日前投票を行う期間を官報で告示するとともに、当該期間を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、第五条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

第二十二條第一項中「左に掲げるものは、これを」を「次の各号のいずれかに該当するものは、」に改め、同項第一号中「成規」を「所定」に改め、同条第二項中「審査に付される裁判官」を「第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者」に、「においては」を「には」に、「裁判官の何人について」を「これらの者のいずれに対して」に、「もまた」を「も、」に改める。

第二十六條中「これに基づいて発する」を「この法律に基づく」に改め、同条ただし書を削る。

第三十二條ただし書中「但し」を「ただし」に、「第二項」を「第三項」に、「行なわれた」を「行われた」に、「審査の日」を「審査の期日」に改める。

第三十五條第一項中「第三十六條」を「次条」に、「訴を」を「訴えを」に、「訴の」を「訴えの」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「最高裁判所の」を削る。

第五十四條を次のように改める。

第五十四条（特別区等に対する適用） この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。

この法律中市に関する規定（第五条の二第三項及び第四項（これらの規定を第五条の三第二項から第四項まで及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第二項から第四項まで並びに別記様式備考第二号の規定を除く。）は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

別記を次のように改める。

別記様式（第十四条関係）

最高裁判所裁判官国民審査投票

都（道府県）
（市）（区）（町）
（村）選挙管理委員会印

○ 注意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。
- 二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

												×を書く欄
											甲 野 乙 郎	裁判官の氏名

備考

一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から×の記号を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

二 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。

三 不正行為を防止することができると認められる場合に限
り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

四 第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に同一

氏名の者が二人以上ある場合には、中央選挙管理会の定めるところにより、裁判官の氏名の欄の下に当該同一氏名の者を区別するに足りる事項を記載する欄を設けなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定（最高裁判所裁判官国民審査法第三十二条ただし書の改正規定を除く。）並びに次条第十項及び附則第三条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第二条の規定並びに附則第六条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）第十三条の三の改正規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十七条の二の改正規定並びに附則第九条、第十条及び第十三条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(適用区分)

第二条 (略)

(略)

10 第三条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（以下この項において「新国民審査法」という。）の規定（新国民審査法第三十二条ただし書の規定を除く。）は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、同号に掲げる規定の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

(略)

理 由

選挙人等の投票しやすい環境を整えるため、同一都道府県の区域内で住所を移した者に係る都道府県の議会の議員及び長の選挙権の取扱いの見直し、国外に転出する選挙人名簿に登録されている者等に係る在外選挙人名簿への登録の移転制度の創設、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の伸長等を行うほか、選挙人名簿に関する事務の合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

改正案	現行
最高裁判所裁判官国民審査法目次 第一章 総則 第二章 投票及び開票 第三章 審査分会及び審査会 第四章 再審査 第五章 審査の施行に関する費用 第六章 審査に付される裁判官の氏名等の揭示 第七章 審査公報の発行 第八章 補則 附則 第一章 総則 第一条（この法律の趣旨） 最高裁判所の裁判官（以下「裁判官」という。）の任命に関する国民の審査（以下「審査」という。）については、この法律の定めるところによる。 第二条（審査の期日） （略） ② （略）	最高裁判所裁判官国民審査法目次 第一章 総則 第二章 投票及び開票 第三章 審査分会及び審査会 第四章 再審査 第五章 審査の施行に関する費用 第六章 審査に付される裁判官の氏名等の揭示 第七章 審査公報の発行 第八章 補則 附則 第一章 総則 第一条（この法律の趣旨） 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査については、この法律の定めるところによる。 第二条（審査の期日） 審査は、各裁判官につき、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、これを行う。 ② 各裁判官については、最初の審査の期日から十年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、更に審査を行い、その後も、

第三条（審査を行う区域）（略）

第四条（審査権）（略）

第四条の二（審査予定裁判官の通知等） 中央選挙管理会は、衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日以後直ちに、同日以後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に審査に付されることが見込まれる裁判官（以下この条において「審査予定裁判官」という。）の氏名その他政令で定める事項（審査予定裁判官がない場合には、その旨）を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならない。

② 前項又はこの項の規定による通知をした後次条第一項の規定による告示（以下「審査の告示」という。）までの間に裁判官が任命された場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨及びその時における審査予定裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならない。

③ 前二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に審査予定裁判官のいずれかがその官を失い、又は死亡した場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければ

また同様とする。

第三条（審査を行う区域） 審査は、全都道府県の区域を通じて、これを行う。

第四条（審査権） 衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する。

（新設）

ばならない。

④ 第一項又は第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に審査予定裁判官のいずれかについてその氏名又は第一項若しくは第二項に規定する政令で定める事項に変更が生じた場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

⑤ 前各項の規定は、中央選挙管理会が衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日以後に第一項の規定による通知をした場合において、当該通知をした後衆議院議員の任期満了の日までの間に衆議院が解散されたときについて準用する。この場合において、同項中「衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日」のいずれか早い日」とあるのは、「衆議院の解散の日」と読み替るものとする。

⑥ 前項に規定する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

次条第二項	前条第一項	前条第五項において準用する同条第一項
	前条第一項	前条第五項において準用する同条第一項
次条第三項	前条第一項	前条第五項において準用する同条第一項
	同条第一項	同条第五項において準用する同条第一項
次条第四項	前条第一項	前条第五項において準用する同条第一項
	同条第二項	同条第五項において準用する同条第二項

次条第五項		前条第二項	前条第五項において 準用する同条第二項
第十四条第一項	第四条の二第一項	同条第二項	同条第五項において 準用する同条第二項
第十四条第二項	第四条の二第二項	第一項	第四条の二第五項に おいて準用する同条 第一項
第十六条の二第一項	第四条の二第一項	第四條の二第五項に おいて準用する同条 第二項	第四條の二第五項に おいて準用する同条 第二項
同条第二項	第一項	同条第五項において 準用する同条第二項	同条第五項において 準用する同条第二項

第五条（審査の期日及び裁判官の氏名の告示） 中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならない。

② 審査に付される裁判官が二人以上ある場合には、審査の告示における審査に付される裁判官の氏名の順序（以下この条及び次条第一項において「裁判官の氏名の告示順序」という。）は、前条第一項の規定による通知の順序によるものとする。

③ 前条第一項の規定による通知によりその氏名を通知された裁判官（以下この項及び第十四条第一項において「通知裁判官」という。）のいずれかが、前条第一項の規定による通知をした後審査の告示までの

第五条（審査の期日及び裁判官の氏名の告示） 中央選挙管理会は、審査の期日前十二日まで に、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならない。

（新設）

（新設）

間にその官を失い、若しくは死亡したこと又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかった場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかった通知裁判官を除いた順序によるものとする。

④ 前条第一項又は第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に裁判官が任命された場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前二項の規定にかかわらず、同条第二項の規定による通知（当該通知を二以上したときは、その直近のもの。次項において同じ。）の順序によるものとする。

（新設）

⑤ 前条第二項の規定による通知によりその氏名を通知された裁判官（以下この項及び第十四条第二項において「新通知裁判官」という。）のいずれかが、前条第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間にその官を失い、若しくは死亡したこと又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかった場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前三項の規定にかかわらず、同条第二項の規定による通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかった新通知裁判官を除いた順序によるものとする。

（新設）

第五条の二（審査に付される裁判官に関する通知） 中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければ

（新設）

ならない。この場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、前条第二項から第五項までの規定により定められた裁判官の氏名の告示順序により、通知しなければならない。

② 中央選挙管理会は、審査に付される裁判官がいないため審査を行わないこととなつたときは、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

③ 都道府県の選挙管理委員会は、中央選挙管理会から前二項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を審査分会長、市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、市の選挙管理委員会を経て区又は総合区の選挙管理委員会）及び数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者に通知しなければならない。

④ 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区又は総合区の選挙管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を投票管理者及び開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならない。

第五条の三（裁判官が退官等した場合における審査の取扱い等） 審査に付される裁判官のいずれかが、審査の期日前にその官を失い、又は死亡した場合には、その者についての審査は、行わない。

② 前項の場合においては、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を官報で告示するとともに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

③ 審査に付される裁判官のいずれかについてその氏名に変更が生じた

場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を官報で告示するとともに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

④ 審査に付される裁判官のいずれかについて前条第一項に規定する政令で定める事項に変更が生じた場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、同条第三項及び第四項の規定を準用する。

第六条（審査の方法） （略）

② （略）

第七条（投票区及び開票区） （略）

第八条（審査人の名簿） （略）

第九条（審査に関する事務の管理） （略）

第十条（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求） （略）

（新設）

（新設）

第六条（審査の方法） 審査は、投票によりこれを行う。

② 投票は、一人一票に限る。

第七条（投票区及び開票区） 審査の投票区及び開票区は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票区及び開票区による。

第八条（審査人の名簿） 審査には、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。

第九条（審査に関する事務の管理） 審査に関する事務は、中央選挙管理会が管理する。

第十条（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求） 中央選挙管理会は、審査に関する事務について、都道府県又は市町村に対し、都道府県又は市町村の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため

② 中央選挙管理会は、審査に関する事務について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法 第二百四十五条の四第一項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

③ (略)

第十条の二 (是正の指示) (略)

② (略)

③ (略)

若しくは都道府県又は市町村の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

② 中央選挙管理会は、審査に関する事務について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十五条の四第一項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

③ 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、中央選挙管理会に対し、審査に関する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

第十条の二 (是正の指示) 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る都道府県の地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務 (以下この条及び次条において「第一号法定受託事務」という。) の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

② 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法 第二百四十五条の七第二項の規定による市町村に対する指示に関し、必要な指示をすることができる。

③ 中央選挙管理会は、前項の規定によるほか、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、緊急を要するときその他

第十一条 (処理基準) (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

(削る)

特に必要があると認めるときは、自ら当該市町村に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

第十条の三 (処理基準) 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る都道府県の第一号法定受託事務の処理について、都道府県が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

② 都道府県の選挙管理委員会が、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により、市町村の選挙管理委員会がこの法律の規定に基づき担任する第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定める場合において、当該都道府県の選挙管理委員会の定める基準は、次項の規定により中央選挙管理会の定める基準に抵触するものであつてはならない。

③ 中央選挙管理会は、特に必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

④ 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により定める基準に関し、必要な指示をすることができる。

⑤ 第一項又は第三項の規定により定める基準は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならぬ。

第十一条 (裁判官の退官等の場合) 審査に付される裁判官が、審査の

第二章 投票及び開票

第十二条（投票に関する事務の担任）（略）

②（略）

第十三条（投票の時及び場所）（略）

第十四条（投票用紙の調製） 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として通知裁判官の氏名を第四条の二第一項の規定による通知の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、第四条の二第二項に規定する場合には、投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として新通知裁判官の氏名を同項の規定による通知（当該通知が二以上あるときは、その直近

期日前その官を失い、又は死亡したときは、その裁判官についての審査は、これを行わない。

② 前項の場合においては、中央選挙管理会は、直ちにその旨を官報で告示しなければならない。

第二章 投票及び開票

第十二条（投票に関する事務の担任） 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担当する。

② 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

第十三条（投票の時及び場所） 審査の投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。

第十四条（投票用紙の様式） 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名を、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、印刷しなければならない。

② 投票用紙には、審査に付される各裁判官に対する×の記号を記載する欄を設けなければならない。

③ 投票用紙は、別記様式に準じて都道府県の選挙管理委員会がこれを調製しなければならない。

のもの)の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

第十四条の二(裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱い等)

前条第一項の規定により調製された投票用紙は、第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する場合においても、そのまま用いるものとする。

② 前条第二項の規定により調製された投票用紙は、第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する場合においても、そのまま用いるものとする。

③ 前二項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた者がある旨の掲示をしなければならない。

④ 前三項の規定は、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合について準用する。この場合において、第一項中「第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する」とあり、及び第二項中「第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する」とあるのは「同項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた」と、前項中「審査を行わないこととなつた」とあるのは「氏名に変更が生じた」と読み替えるものとする。

(新設)

第十五条（投票の方式）（略）

②（略）

第十六条（点字による投票）（略）

②（略）

第十六条の二（期日前投票の時及び場所） 審査の期日前投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の期日前投票所において、その期日前投票

と同時に進行。ただし、審査の告示の日が第四条の二第一項の規定による通知（同条第二項に規定する場合には、同項の規定による通知とし、当該通知が二以上あるときは、その直近のものとする。）をした日から四日以内である場合には、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行う。

② 前項ただし書の場合においては、中央選挙管理会は、審査の告示の日に、審査の期日前投票を行う期間を官報で告示するとともに、当該期間を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、第五条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

第十五条（投票の方式） 審査人は、投票所において、罷免を可とする

裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に何等の記載をしないで、これを投票箱に入れないなければならない。

② 投票用紙には、審査人の氏名を記載することができない。

第十六条（点字による投票） 点字による審査の投票を行う場合におい

ては、審査人は、投票所において、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときはその裁判官の氏名を自ら記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

② 前項の場合における投票用紙の様式その他必要な事項は、政令でこれを定める。

（新設）

第十七条 (投票録) (略)

第十八条 (投票の秘密) (略)

第十九条 (開票に関する事務の担任) (略)

② (略)

第二十条 (開票の時及び場所) (略)

第二十一条 (投票の点検及びその結果の報告) (略)

第二十二条 (投票の効力) 審査の投票で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 ×の記号以外の事項を記載したもの

第十七条 (投票録) 投票管理者は、審査の投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第十八条 (投票の秘密) 何人も、審査人のした審査の投票の内容を陳述する義務を負わない。

第十九条 (開票に関する事務の担任) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担当する。

② 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

第二十条 (開票の時及び場所) 審査の開票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票所において、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日にこれを行う。

第二十一条 (投票の点検及びその結果の報告) 開票管理者は、審査の投票の点検を終えたときは、直ちにその結果を審査分会長に報告しなければならない。

第二十二条 (投票の効力) 審査の投票で左に掲げるものは、これを無効とする。

- 一 成規の用紙を用いないもの
- 二 ×の記号以外の事項を記載したもの

三 Xの記号を自ら記載したものではないもの

② 第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が二人以上の場合には、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。これらの者のいずれに対してもXの記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

第二十三条（開票録） （略）

第二十四条（投票等の保存） （略）

第二十五条（選挙の投票を行わない場合） （略）

② （略）

③ （略）

三 Xの記号を自ら記載したものではないもの

② 審査に付される裁判官

が二人以上の場合においては、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。裁判官の何人についてXの記号を記載したかを確認し難い記載もまた同様とする。

第二十三条（開票録） 開票管理者は、審査の開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第二十四条（投票等の保存） 審査の投票は、有効無効を区別し、審査の投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを保存しなければならない。

第二十五条（選挙の投票を行わない場合） 公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は、これを行う。

② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十九条第一項及び第二十条の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条、第四十一条、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。

③ 前項の投票及び開票においては、第十二条第二項及び第十九条第二項の規定にかかわらず、投票管理者又は開票管理者は、各投票区又は開票区における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人二人又は開票立会人三人を選任しなければならない。

第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項） この法律及びこの法律に基づく 命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。

第三章 審査分会及び審査会

第三十二条（罷免を可とされた裁判官） 罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。ただし、投票の総数が、公職選挙法第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた 日のうち審査の期日の直前の日現在において第八條の選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。

第四章 審査の結果

第三十五条（罷免の効果） 罷免を可とされた裁判官は、次条 又は第三十八条の規定による訴えを提起すべき期間が経過した日（その訴えの提起があつた場合には、その訴訟が裁判所に係属しなく

らない。

第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項） この法律及びこれに基づいて発する命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。ただし、同法第四十八条の二の規定の例による場合においては、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に審査の投票をしなければならない。

第三章 審査分会及び審査会

第三十二条（罷免を可とされた裁判官） 罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。但し、投票の総数が、公職選挙法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日のうち審査の日の直前の日現在において第八條の選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。

第四章 審査の結果

第三十五条（罷免の効果） 罷免を可とされた裁判官は、第三十六条又は第三十八条の規定による訴えを提起すべき期間が経過した日（その訴の提起があつた場合には、その訴訟が裁判所に係属しなく

なつた日又はその訴訟について裁判の確定した日)に罷免される。

- ② 審査の結果罷免された裁判官は、罷免の日から五年間は、裁判官に任命されることができない。

③ (略)

第八章 補則

第五十二条 (裁判官の氏名の揭示) (略)

第五十三条 (審査公報の発行) (略)

第五十四条 (特別区等に対する適用) この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。

- ② この法律中市に関する規定(第五条の二第三項及び第四項(これらの規定を第五条の三第二項から第四項まで及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十条、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第二項から第四項まで並びに別記様式備考第二号の規定を除く。)は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

なつた日又はその訴訟について裁判の確定した日)に罷免される。

- ② 審査の結果罷免された裁判官は、罷免の日から五年間は、最高裁判所の裁判官に任命されることができない。

- ③ 第一項に規定する裁判官は、同項の規定による罷免されるべき日前にその官を失つたときは、同項の規定により罷免されたものとみなす。

第八章 補則

第五十二条 (裁判官の氏名の揭示) 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名等の揭示をしなければならない。

第五十三条 (審査公報の発行) 都道府県の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名、経歴その他審査に関し参考となるべき事項を掲載した審査公報を発行しなければならない。

第五十四条 (特別区等に対する適用) この法律中市に関する規定は、特別区の存する区域においては特別区に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区に、これを適用する。

別記

投票用紙様式

折目

×
を
害
く

甲 ^ミ	義	× を 世 く 構
野 ^ノ	判 官	
乙 ^ニ	の	
郎 ^{ロウ}	名	

	良	2	里	日
--	---	---	---	---

.....

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

100

100

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99

- 55 -

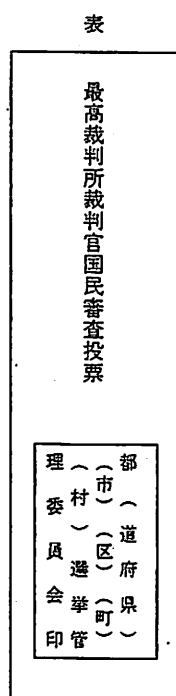
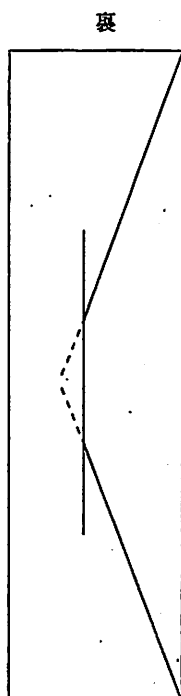
備考

- 一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から×の記号を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 二 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 三 不正行為を防止することができする方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会

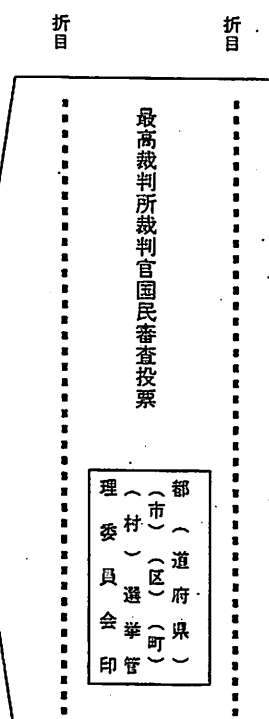


備考

- 一 用紙は、折り畳んだ場合において、なるべく外部から×印を透視することのできない紙質のものをを用いなければならない。
- 二 用紙は、単に折合せとし、差込式によらないでも差し支えない。
- 三 投票用紙におすべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 四 不正行為を防止することができする方法で投票用紙を印刷するこ



この端を切目に差し込むこと



は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

四 第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に同一氏名の者が二人以上ある場合には、中央選挙管理会の定めるところにより、裁判官の氏名の欄の下に当該同一氏名の者を区別するに足る事項を記載する欄を設けなければならない。

とができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙におすべき都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の選挙管理委員会の印を刷込式にしても差し支えない。

事務総局会議（第31回）議事録	
日時	平成28年10月18日（火）午前10時00分～午前11時30分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 高等裁判所事務局総務課長等事務打合せの開催について 中村総務局長説明（別紙第1） 2 平成28年度刑事事件担当裁判官協議会の開催について 平木刑事局長説明（別紙第2） 3 平成28年度簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会の開催について 平木刑事局長説明（別紙第3）
結果	◎ 了承 1, 2, 3
秘書課長 氏本厚司	

(平成28.10.18総一印)

高等裁判所事務局総務課長等事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成28年11月16日(水)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 裁判所における非常事態への対応
ア 大規模地震等への対応について
イ 加害予告に対する対応について
(2) 文書事務について
(3) 裁判所における障害者配慮について
(4) 総務事務の実情と課題について
(5) その他総務事務全般の連絡協議
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の総務課長及び文書企画官

合計 16人

(平成28. 10. 18刑二印)

刑事事件担当裁判官協議会の開催について

- 1 期 日 平成29年1月又は2月中の1日
- 2 開催形態 次の各高等裁判所ブロックによる連合開催
 - ① 東京・高松, ②大阪・札幌, ③名古屋・広島, ④福岡・仙台
- 3 開催場所 ①東京, ②大阪, ③名古屋, ④福岡の各高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 裁判員裁判の運用上の課題
(2) その他刑事事件の処理に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 各高等裁判所, 各地方裁判所本庁及び各裁判員裁判に関する事務を取り扱う地方裁判所の支部の刑事事件担当の裁判官(できる限り裁判長とする。)1人

なお, これらの協議員に加え, 高等裁判所については, 陪席裁判官を, 複数の刑事部がある地方裁判所本庁及び裁判員裁判に関する事務を取り扱う地方裁判所の支部については, 複数の裁判官を, 各高等裁判所管内の実情に応じて選定して差し支えない。

(平成28. 10. 18刑二印)

簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会の開催について

- 1 期 日 平成29年1月又は2月中の半日
- 2 開催形態 次の各高等裁判所ブロックによる連合開催
 - ①東京・高松, ②大阪・札幌, ③名古屋・広島, ④福岡・仙台
- 3 開催場所 ①東京, ②大阪, ③名古屋, ④福岡の各高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 適正な令状事務の確保に関し考慮すべき事項
(2) 勾留・保釈の運用に関し考慮すべき事項
- 5 司 会 開催地の地方裁判所の刑事担当裁判官(部総括裁判官) 1人
- 6 協議員 次の(1)ないし(3)の刑事事件担当の簡易裁判所判事
なお, これらの協議員に加え, 各庁の実情に応じて, 若干名の協議員を選定して差し支えない。
 - (1) 東京, 大阪, 名古屋, 福岡の各地裁管内 5人(うち少なくとも3人は本庁併置簡裁の裁判官とする。)
 - (2) 横浜, さいたま, 千葉, 神戸, 札幌の各地裁管内 3人(うち少なくとも2人は本庁併置簡裁の裁判官とする。)
 - (3) 上記以外の各地裁管内 2人(うち少なくとも1人は本庁併置簡裁の裁判官とする。)ただし, 簡易裁判所判事の人数が10人未満の地裁管内については, 2人の出席が困難である場合は, 1人も可とする。
- 7 オブザーバー 開催地の地方裁判所の刑事担当裁判官(部総括裁判官又はそれに準ずる裁判官) 1人

事務総局会議（第32回）議事録

日時	平成28年10月25日（火）午後2時30分～午後3時02分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，和波家庭局第一課長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 平成28年度外国出張計画について 氏本秘書課長説明（別紙第1） 2 高等裁判所長官事務打合せの開催について 中村総務局長説明（別紙第2）
結果	◎ 了承 1, 2
秘書課長 氏 本 厚 	

(平成 28. 10. 25 秘書渉外二印)

平成 28 年度外国出張計画

出張

1 裁判官司法事情研究

- (1) 少年法制（若年者刑事法制を含む）及びその運用に関する実情調査（米国，
約 2 週間）【刑事局，家庭局】

裁判官 2 名

- (2) 法整備支援に関する実情調査（カンボジア，約 1 週間）【秘書課】

裁判官 1 名

2 一般職司法事情研究

- 少年法制（若年者刑事法制を含む）及びその運用に関する実情調査（米国，
約 2 週間）【家庭局】

一般職 1 名

(別紙第 2)

事務総局会議資料
(10月25日開催)

事務総局会議配付資料
(平成28. 10. 25 総一印)

高等裁判所長官事務打合せ開催要領 (案)

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成28年11月24日(木)及び25日(金)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) 人事について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人
随員 高等裁判所事務局長 8人

6 日程

時間 日 (曜日)	10:00 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	協議終了 後
24日 (木)		昼食 休憩	個別協議	最高裁長官挨拶 全体協議	懇談会
時間 日 (曜日)	10:00 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00		
25日 (金)	個別協議	昼食 休憩	個別協議		

事務総局会議（第33回）議事録

日時	平成28年11月1日（火）午前10時00分～午前10時25分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	行政不服審査請求に対する裁決について 平田民事局長説明（別紙）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 氏本 厚	

(別紙)

事務総局会議資料

(/ 月 / 日開催)

(平成28. 11. 1 民二印)

配 布 資 料 目 録

- 1 裁決書 (案)
- 2 不作為についての審査請求書 (平成 年 月 日付け) 写し
- 3 (平成 年 月 日付け) 写し
- 4 (平成 年 月 日付け) 写し

(平成 2 8 . 1 1 . 1 民二印)

裁 決

[Redacted]

審査請求人

[Redacted]

主 文

[Redacted]

理 由

[Redacted]

平成 2 8 年 月 日

最 高 裁 判 所

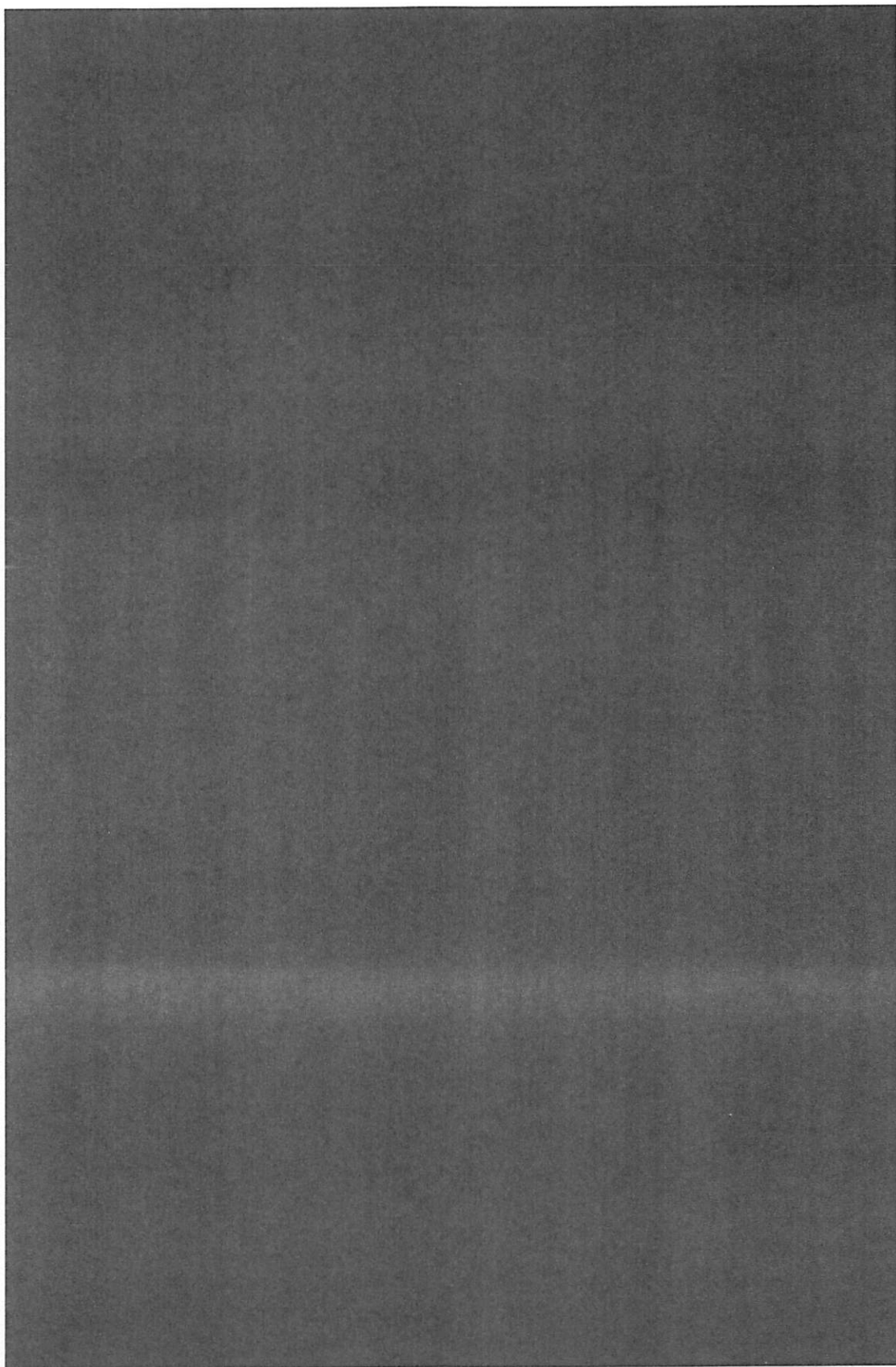
不作為についての審査請求書

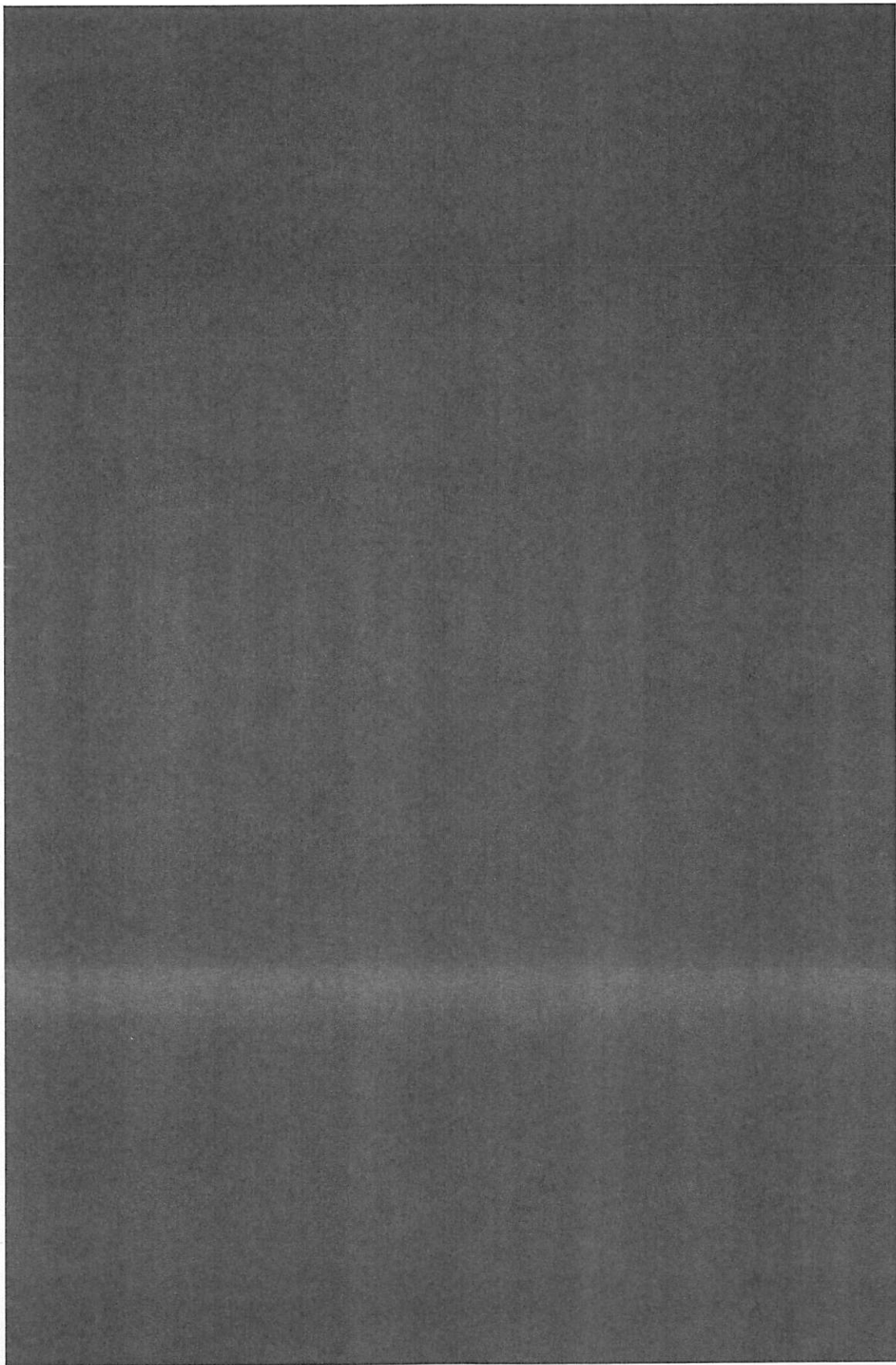
平成 年 月 日

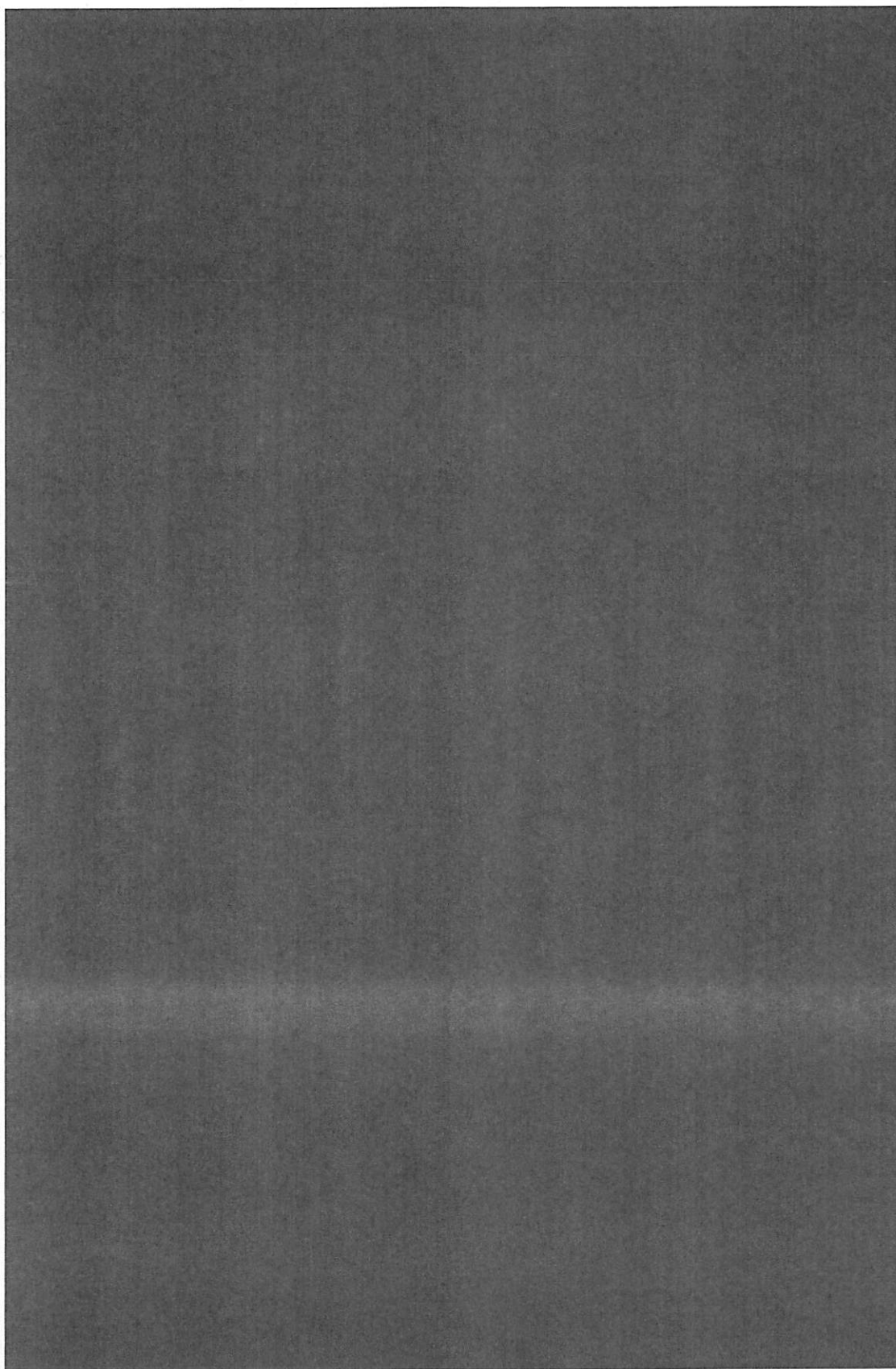
最高裁判所 御中

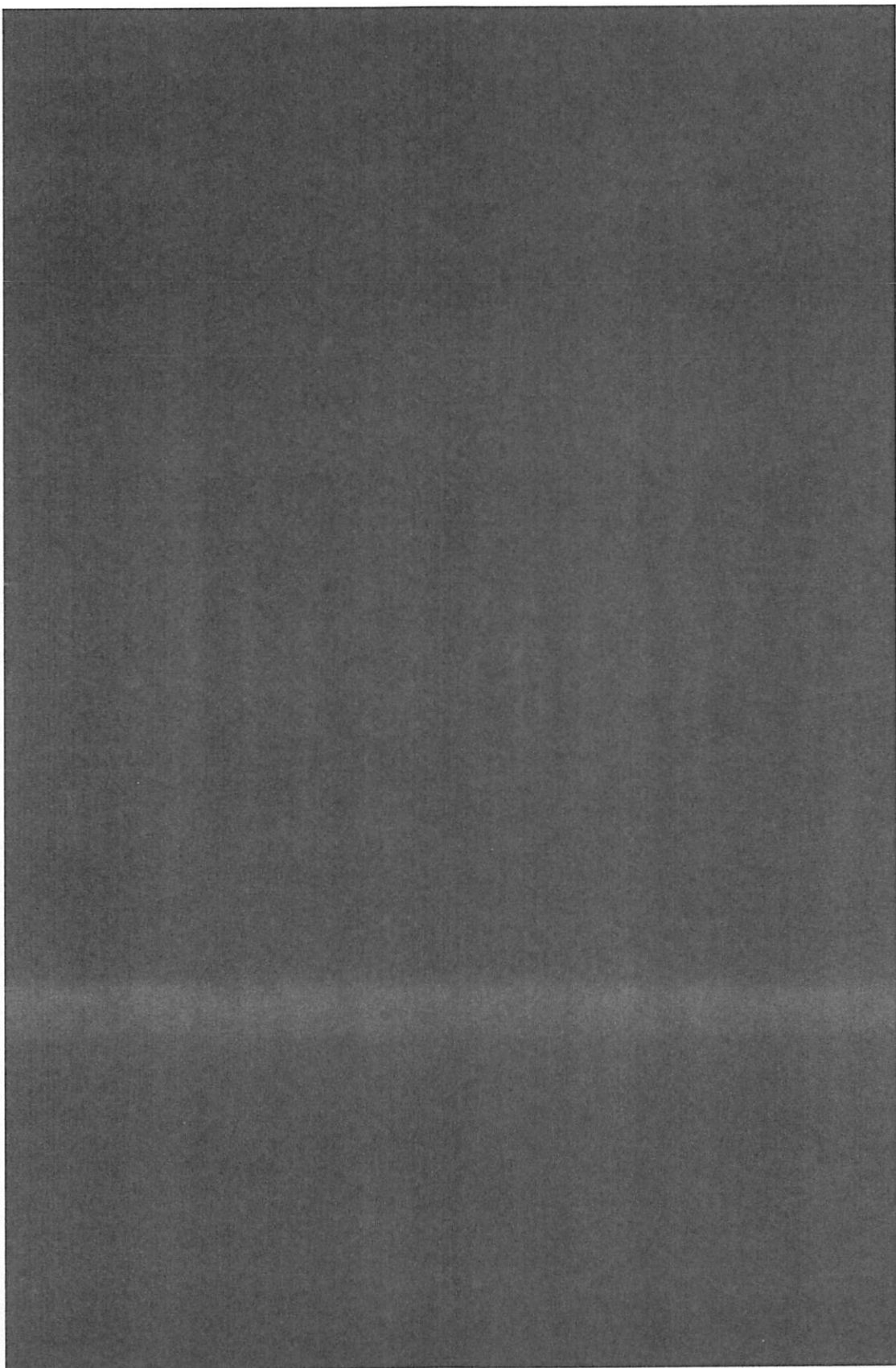
審査請求人

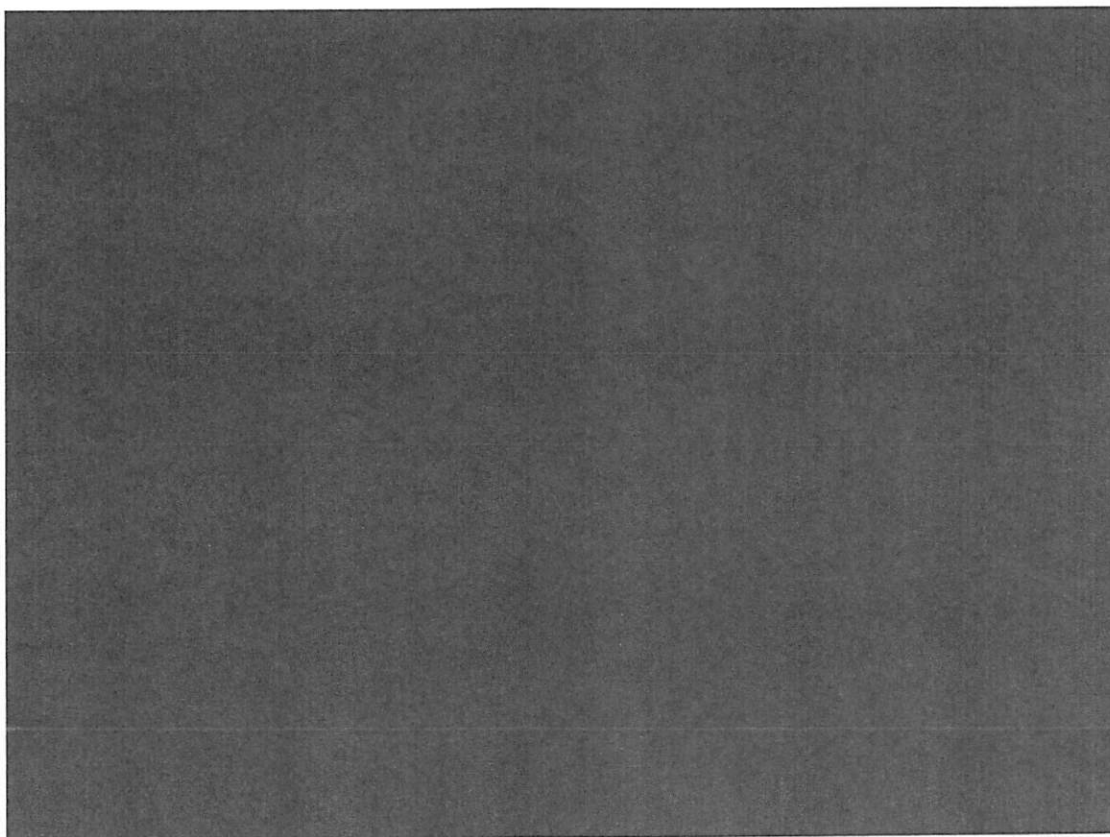
歳

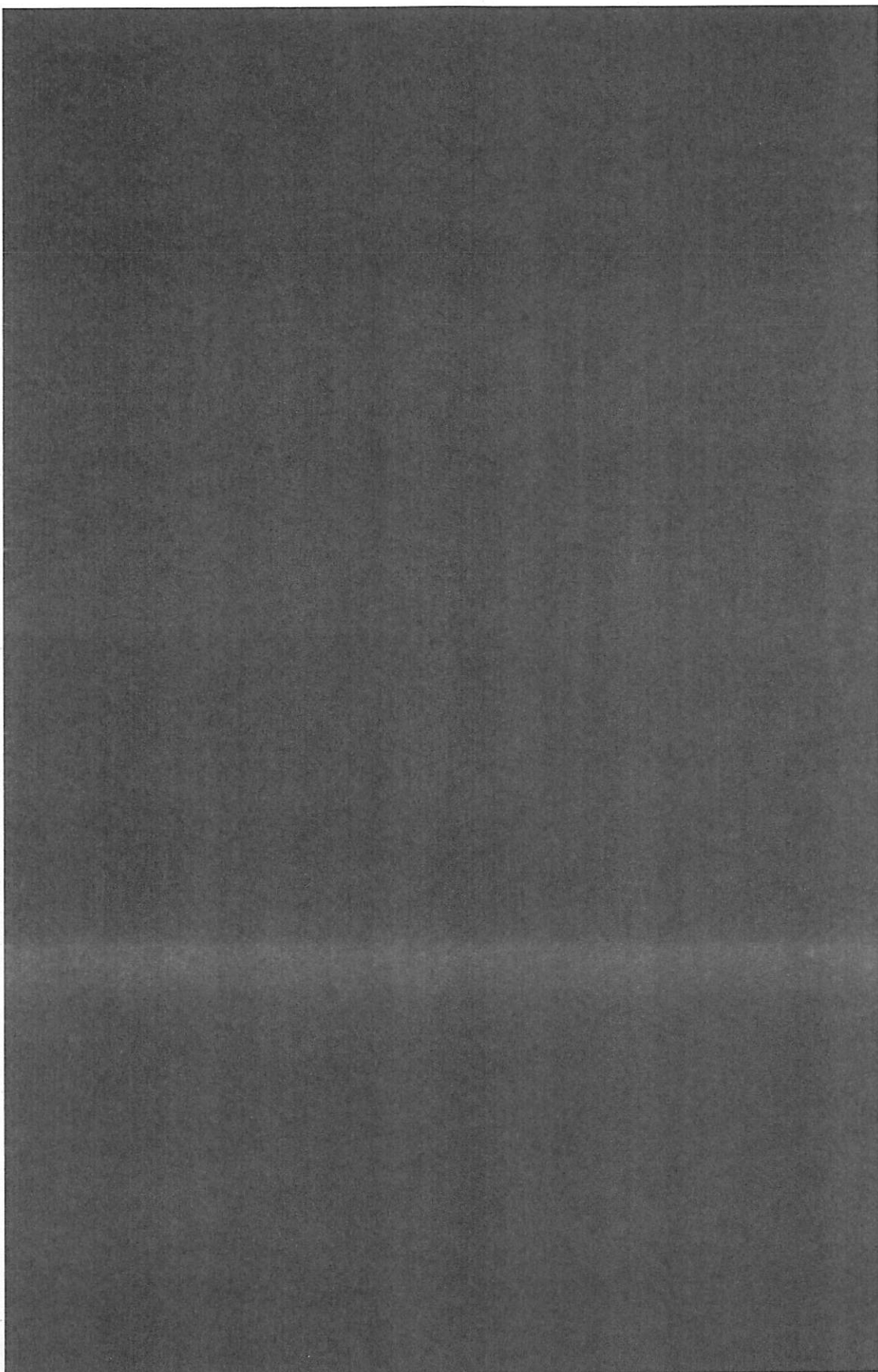


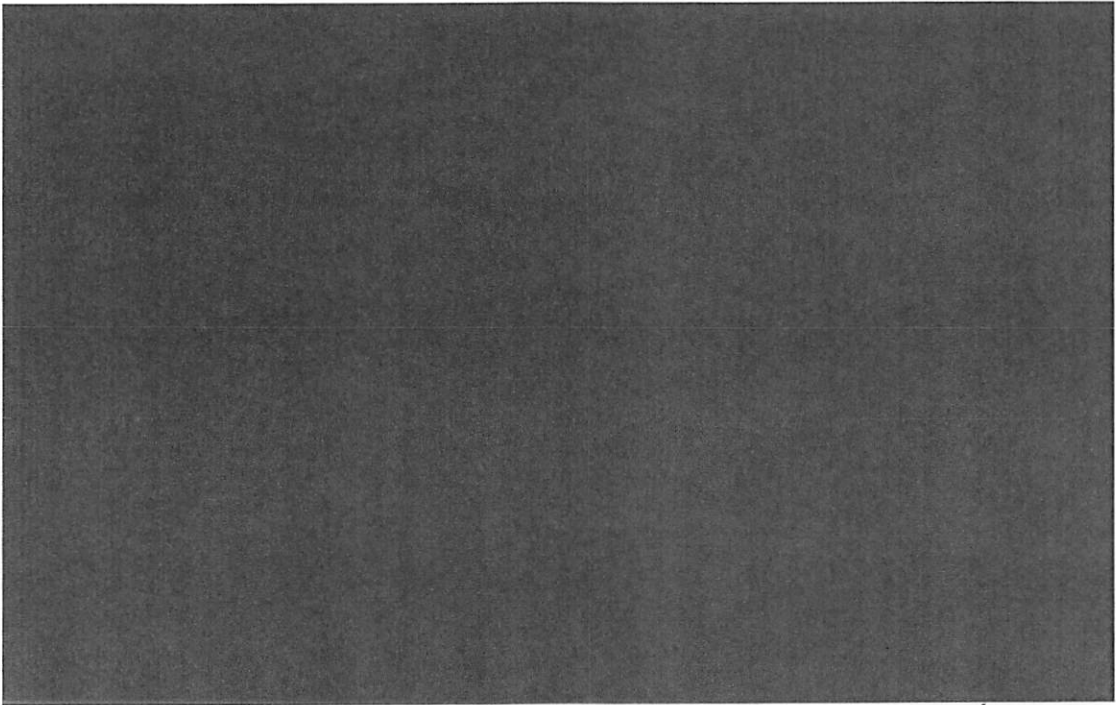




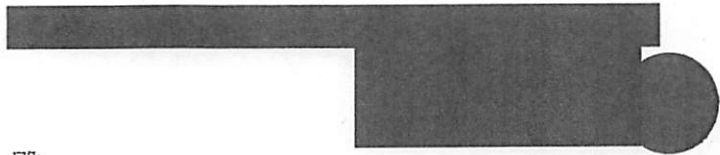




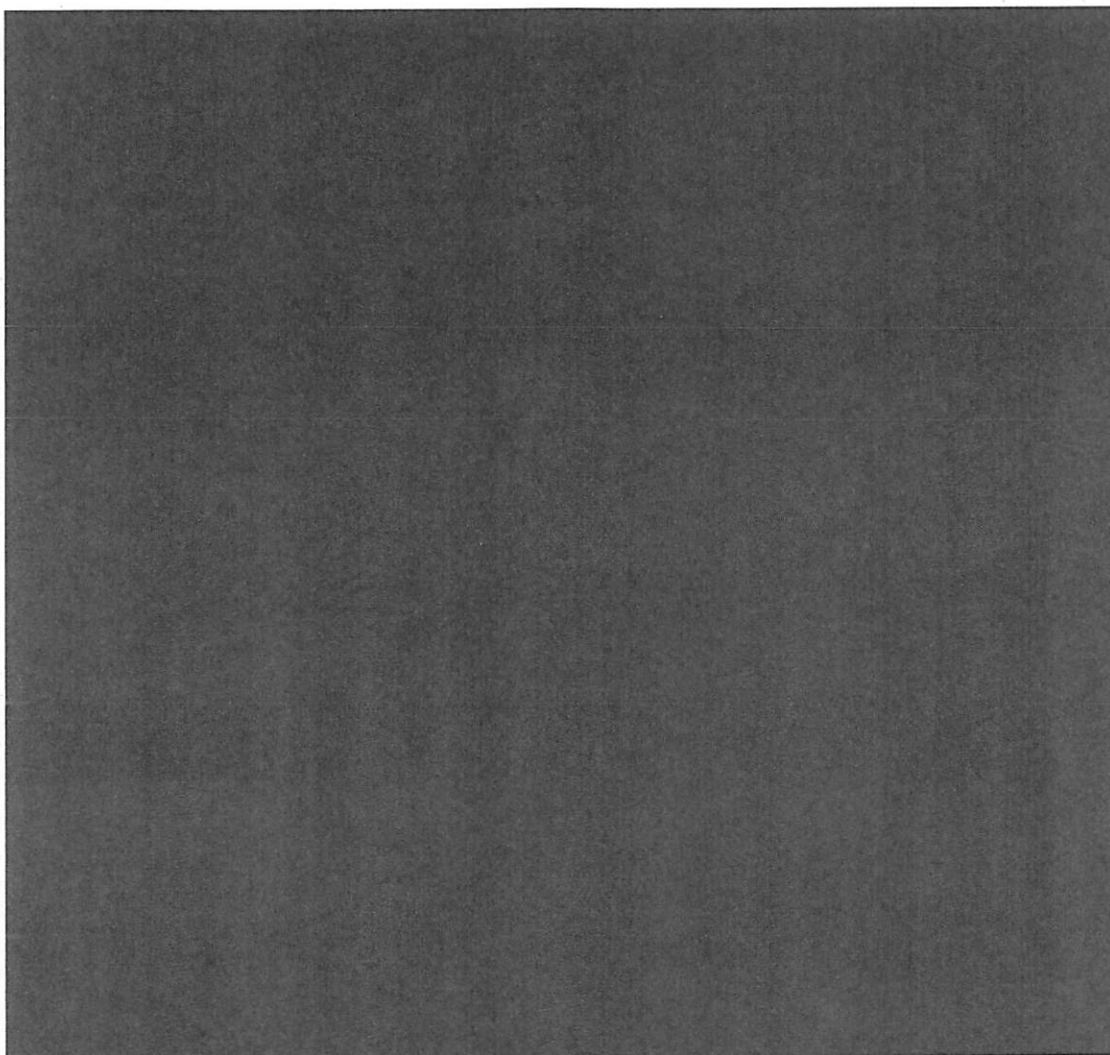




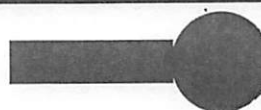
平成 年 月 日



最高裁判所長官 殿



平成 年 月 日



東京都千代田区隼町 4 番 2 号

最高裁判所 殿

